

【班回覧】 東北町役場 農林水産課からのお知らせ

下記事業の要望調査を実施しております。事業の活用をご検討される方は期日までに必要書類等を提出くださるようお願いいたします。

なお、事前要望調査で申請を行った対象者についても、改めて提出が必要になりますのでご注意ください。

◇農林水産業経営基盤強化推進事業（町単独補助）

町内農林水産業者を対象に、作業の省力化・効率化に向けた資機材導入やスマート農業関連機械導入、農業用パイプハウス造成などの取り組みを支援します。

1. 農林水産業経営継続支援タイプ

	補助率	上限額	
		新規申請者	継続申請者※
①機械導入事業	1 / 3以内	50万円	40万円
②資材導入事業	1 / 3以内	30万円	20万円

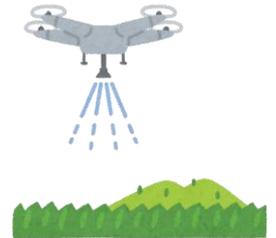


※ 継続申請者とは、直近3年以内に本事業を利用したことがある方

※ ①と②を同時に行う場合は上限額50万円（継続申請者は上限額40万円）

2. スマート農業関連支援タイプ

	補助率	上限額
①機械導入事業	1 / 3以内	100万円
②操縦者育成事業	1 / 2以内	10万円



※ ①と②を同時に行う場合は上限額100万円

3. パイプハウス造成支援タイプ

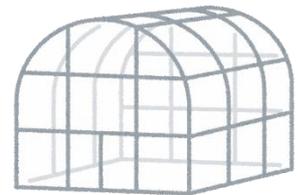
補助率：対象経費の1 / 3以内 上限額：30万円（1事業主体あたり）

※主食用米から非主食用米への転換、省力化設備の導入、対象作物の作付面積の増加のいずれかを達成することが条件。

●対象者 町内の農林水産業者（個人・法人等）

●持参物

- ① 要望調査票（ホームページ又は農林水産課窓口に様式があります。）
- ② 導入希望機械等の見積り及びカタログ（1社分）
- ③ 直近の確定申告書又は決算書



●問い合わせ先 農林水産課 0176-56-4384（直通）

●要望期限 令和8年3月19日（木）必着

●留意事項

令和8年度の予算成立を前提に実施するものであり、補助事業の実施や補助金の交付を確約するものではありません。

●今後のスケジュール（案）

3月19日まで 要望調査票の提出

4月上旬～中旬 交付申請書の提出

5月上旬 町による交付決定

（交付決定前に機械等の発注や購入をすることはできません。）

➤ 事業内容の詳細は、町ホームページに掲載してあるパンフレットをご覧ください。